

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 三重県四日市市諏訪町1-5

事業者名 四日市市
代表者名 四日市市長 森 智広

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
あすなろう四日市駅	内方線付き点状ブロックの整備、ホーム嵩上げ、券売機蹴込整備、転落防止策の設置を行う。(令和2年度)	測量・設計

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) その他

--

住 所 三 重 県 四 日 市 市 議 訪 町 1-5
 事 業 者 名 四 日 市 市
 代 表 者 名 四 日 市 市 長 森 智 広

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

鉄 道 駅 名	路 線 名	所在都道府 県市町村	一日当たり の利用者数	有 人 駅、 無 人 駅 別	公 共 交 通 移 動 等 円 滑 化 基 準 令 有 無	段 差 へ の 対 応	プ ラ ッ ト ホ ー ム の 数	段 差 が 解 消 さ れ て い る プ ラ ッ ト ホ ー ム の 数	エ レ ー タ ー の 設 置 数	エ ス カ レ ー タ ー の 設 置 数	そ の 他 の 機 器 の 設 置	傾 斜 路 箇 所 の 数	視 覚 誘 導 用 の 設 置 有 無	案 内 設 置 有 無	障 害 者 対 応 設 置 有 無	障 害 者 対 応 設 置 有 無	障 害 者 対 応 設 置 有 無	障 害 者 対 応 設 置 有 無	障 害 者 対 応 設 置 有 無	車 い す の 円 滑 な 乗 降 が 可 能 な プ ラ ッ ト ホ ー ム の 数	転 落 防 止 の 設 置 有 無
あすなろう 四日市	内部線	三重県 四日市市	6,198 人			○	1	1	基	基	基	1 箇所 (1)			○	○	○	○	×	1	
赤堀	内部線	三重県 四日市市	443 人	○			1		基	基	基	箇所			—	—		×	1		
日永	内部、八王子線	三重県 四日市市	979 人	○			2	1	基	基	基	箇所			×	—		×	2		
南日永	内部線	三重県 四日市市	964 人	○			1		基	基	基	1 箇所			—	—		×	1		
泊	内部線	三重県 四日市市	938 人	○			1		基	基	基	1 箇所			×	—		×	1		
追分	内部線	三重県 四日市市	617 人	○		○	1	1	基	基	基	箇所			×	—		×	1		
小古曾	内部線	三重県 四日市市	277 人	○			1		基	基	基	箇所			—	—		×	1		
内部	内部線	三重県 四日市市	861 人			○	1	1	基	基	基	箇所			×	○	○	×	1		
西日野	八王子線	三重県 四日市市	2,021 人	○			1		基	基	基	箇所			×	—		×	1		
(合計) 9 駅				7 駅	0 駅		3 駅	4	0 0 駅 0 0 基	0 0 駅 0 0 基	0 0 駅 0 0 基	3 1 駅 3 (1) 箇所	0 駅	0 駅	1 駅	2 駅	0 駅		9 駅	0 駅	

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 三重県四日市市諏訪町1-5

事業者名 四日市市
代表者名 四日市市長 森 智広

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○